

# 出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保護者様

上市町立相ノ木小学校長

風しん、麻しん、流行性耳下腺炎等は学校保健安全法により主治医の許可があるまで出席停止扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

## 記

- 1 氏名 第 学年 組 氏名 \_\_\_\_\_
- 2 理由 風しん・麻しん・流行性耳下腺炎・水痘・  
( ) の疑い
- 3 期間 発病より医師が感染症予防上支障なしと認めた日まで  
※くわしくは裏面をご覧ください。

※この連絡票は登校される際に必ず学校へ提出してください。

主治医様

上記の疾病は感染の恐れがなくなる日まで登校できないことになっています。  
診断・治療のうえ、下記の登校許可日を記入いただき、本人に渡して下さるようお願いいたします。

## 登校許可証明書

学校長様

病名: \_\_\_\_\_

登校許可日 令和 年 月 日

診断日 令和 年 月 日

主治医氏名 \_\_\_\_\_

\*令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) まで ( 日間)

\*は後日学校で記入

令和5年5月8日改正

## 学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第2種	*インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	*新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで
その他の感染症	感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、帯状疱疹、手足口病 など	学校で重大な流行が発生した場合に限り、出席停止。

\*インフルエンザ、\*新型コロナウイルス感染症は、それぞれ別紙、「インフルエンザ治癒報告書」、「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」を学校へ提出してください。